

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域概要・立地

佐賀市は、佐賀県の南東部に位置する県庁所在地である。人口は、230,853人(男性 108,980人、女性 121,873人)、102,388世帯(令和3年5月末現在)であり、市域は南北に長く、南側は有明海に面し、南東部筑後川を挟んで福岡県大川市・柳川市に、北東部は脊振山地を境に福岡県福岡市・糸島市に接している。

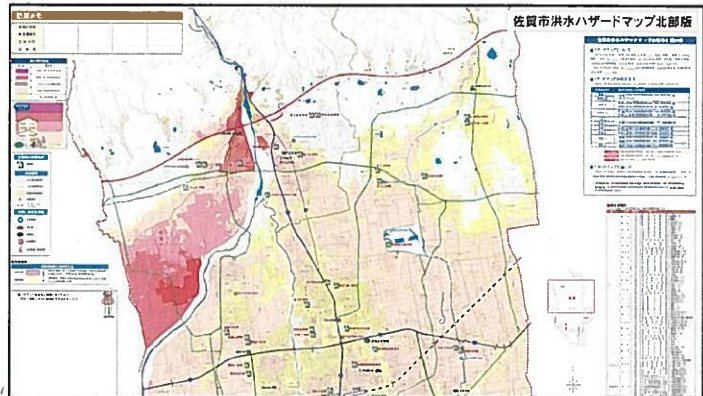
その中で当会が管轄する当市北部3町村(大和町、富士町、三瀬村)には、27,960人(男:13,310人、女:14,623人)、世帯数11,513世帯(令和3年5月末現在)が暮らしている。

当市の北部3町村は、脊振山地南側山麓のうち市域部分は、川久保断層系の影響で比較的急な斜面になっており起伏が大きい。また地域の中心部を嘉瀬川が流れており、上流の富士町中部に佐賀県最大規模の「嘉瀬川ダム」がある。台風や梅雨時期の大雨による土砂崩れのほか、近年のゲリラ豪雨による低い土地での浸水被害が発生している。

(洪水：ハザードマップ)

当市洪水ハザードマップ北部版によると、大和町川上地区並びに当会が立地する大和町春日地区は0.3m～3.0mの浸水が予想されている。

大和地区に多い食品製造事業所が浸水被害に遭った場合、製造現場の汚泥等による衛生面での長期休業等の問題が想定される。

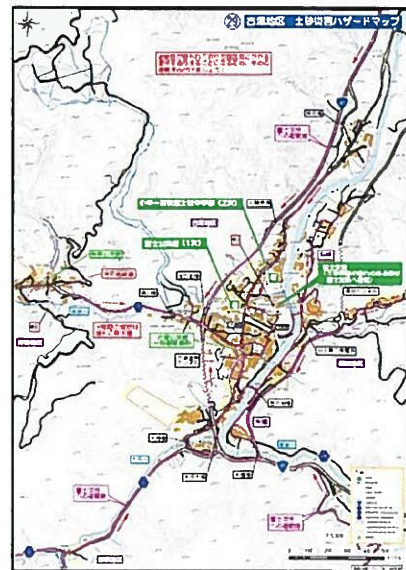


(内水：ハザードマップ)

当市内水ハザードマップ北部版によると、大和町川上地区、池上地区の鯉川、牟田川、東平川沿いを中心に0.5m～3.0mの浸水被害が見込まれる。

(土砂災害：ハザードマップ)

山間地域である当管内では、前線や低気圧、台風等による大雨により、土砂災害が発生するおそれがある地区が全域に点在しており、特に富士町・三瀬村においてがけ崩れや土石流の土砂災害警戒区域ならびに土砂災害特別警戒区域が集中している。土砂災害により、管内の道路が寸断されるなど事業者のみならず、日常の生活にも大きな影響を及ぼす恐れがある。



そのため、当市では災害を最小化するためより詳細な地区ごと（富士：30地区、三瀬：11地区、大和：12地区）のハザードマップを作成しており、事前に災害時の経路を確認しておくことが事業を継続する上で重要になってくる。



（地震：当市ハザードマップ）

近年では、2016年4月の熊本地震で、当市は震度5強を観測。一連の地震で当市では重傷者4名、軽症者9名を出した。地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年震度5以上の地震に見舞われる確率は26%以上である。

一方、佐賀県地震被害等予測調査によると佐賀平野北縁断層地をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により震度6弱または震度5強の地震があるといわれている。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。特に新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症が発生した場合も多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

（その他）

佐賀市北部に位置する当市管内で発生する災害の多くは、大雨による山間部急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、雷害、雪害などがある。

（2）商工業者の状況（令和3年4月1日時点）

・商工業者数 832 事業者 / 小規模事業者数 754 事業者

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況）
商工業者	建設業	190	183	管内に広く分散しているが、大和町が多い。
	製造業	76	69	大和町を中心に食品製造関連の企業が多い。
	卸売業	35	31	大和町に集中している。
	小売業	178	151	管内に広く分散している。
	飲食・宿泊業	127	120	飲食は大和町に、宿泊は富士地区が多い。
	サービス業	179	162	富士・三瀬地区には観光関連企業が多い。
	その他	47	38	管内に広く分散している。

（3）これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・佐賀市地域防災計画の策定（改訂：令和3年2月）
- ・佐賀市水防計画の策定（改訂：令和3年2月）
- ・佐賀市国土強靱化地域計画の策定（令和2年5月）
- ・佐賀市排水対策基本計画の策定（改訂：令和2年6月）

- ・佐賀市総合防災訓練（毎年1回）
- ・水防警戒箇所巡視（毎年5月）
- ・市職員情報伝達訓練（年3回程度）
- ・防災備品の備蓄
- ・最新版ハザードマップの配布
- ・自主防災組織の研修会および出前講座の開講
- ・災害時において迅速な避難行動を促し市民の安全を確保するため、防災カメラ映像、メール、SNS等を利用し、市民に防災情報を提供
- ・佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成21年3月策定、改定：平成26年11月）

2) 当会の取り組み

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進
- ・個別事業者に対するBCPの必要性に関する周知啓蒙
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援
- ・発災時における「特別相談窓口」設置による被災事業者の支援
（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口、令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口、令和3年8月11日からの大雨による災害に関する特別相談窓口等）
- ・各種共済保険制度への加入促進

II. 課題

現状では緊急時の取り組みや災害発生時の情報収集、当市や関係機関との連携に関して具体的な体制や明文化したマニュアルが整備できていない。

特に、経営における最優先課題が「売上の維持・拡大」にある管内小規模事業者にとって、BCP策定は優先順位が低く、さらなる周知啓蒙が必要な状況である。

また、災害に関しての保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関しての保険・共済の知識の習得並びに提案力を高めていく必要がある。

さらに、近年は今般の新型コロナウイルス感染症のように、職員の感染が商工会全体の機能停止に陥る可能性も考えられ、他の商工会や佐賀県商工会連合会との連携が不可欠である。感染症対策においては、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性等について周知する必要がある。

III. 目標

- ・管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援やセミナー、情報発信を通して、事前対策と発生時の早期対応の重要性および災害発生時の経営リスクに対する認識を深める。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築し、早期の実態把握と復旧支援に向けた連携体制を整備する。
- ・発災後速やかな復興支援策を実施できるよう、また、管内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用）には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、当会被災時の代替支援体制の整備、関係機関等との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

佐賀市北商工会（以下・当会）と佐賀市（以下・当市）の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

①管内小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、当該地域のハザードマップ等を用いながら、事業所所在地にて想定される災害規模や、事業経営に与えるリスクを説明し、災害対策の理解を深める。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国、県、市の施策やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業継続力強化計画認定事業者の紹介等を行う。
- ・関係機関や損保会社等が開催するBCP策定・啓発セミナーへの積極的な参加を推進し、災害対策における基礎知識習得を促す。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況等も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、経営指導員や専門家にて事業継続力強化計画等の策定および認定申請に関する個社支援を行い、具体的な実行計画策定に繋げていく。

③事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考に事業継続計画を作成。
(別添：令和3年5月改定)

④関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を締結している、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱や佐賀県火災共済協同組合と連携し、管内事業者を対象として普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関（行政、金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼やセミナー等の共催を実施する。

⑤管内小規模事業者の取組み状況の把握と実効性の向上【フォローアップ実施】

- ・小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定状況を把握し、想定される災害規模が大きな地区の事業者については一層の周知徹底を図る。

- ・年々、災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、計画の陳腐化防止とさらなる実効性を担保するために見直しや修正の提案を行う。

⑥当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（特に当地区では水害・土砂災害を想定）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は当市が実施する住民や事業者向けの訓練等を活用し、必要に応じて共同実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

発災時において最優先すべきことは人命救助及び被災者の災害救助であり、続いて事業経営の停止や遅延の回避・継続であることを当市、当会ともに十分に踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

①応急対応の実施可否の確認

- ・当会は、発災後 2 時間以内に職員の安否確認（混線による不通を回避するために電話・メールではなく SNS を活用し安否ならびに業務従事の可否、家屋や道路の被害状況を共有する）を行い、その状況および体制について当市へ報告する。
- ・国内感染者の発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当会による感染症対策を行う。

②応急対応の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）
職員自身の目視で命の危機を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤するなど
- ・職員全員が被災する等により応急対応が出来ない場合の役割分担、代替支援体制を決定する。

< 被害規模の目安 >

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③被害状況の県への報告 /

- ・当会は、管内事業者の被害状況に係る情報について、佐賀県商工会連合会を通じて佐賀県産業労働部産業政策課に報告する。
- ・当会から佐賀県商工会連合会に報告した被害状況等は当市へ同じく報告する。
- ・県が報告方式を指定する場合には、当会または当市より、双方で共有した情報を県担当課へ報告する。

〈報告頻度〉当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。 /

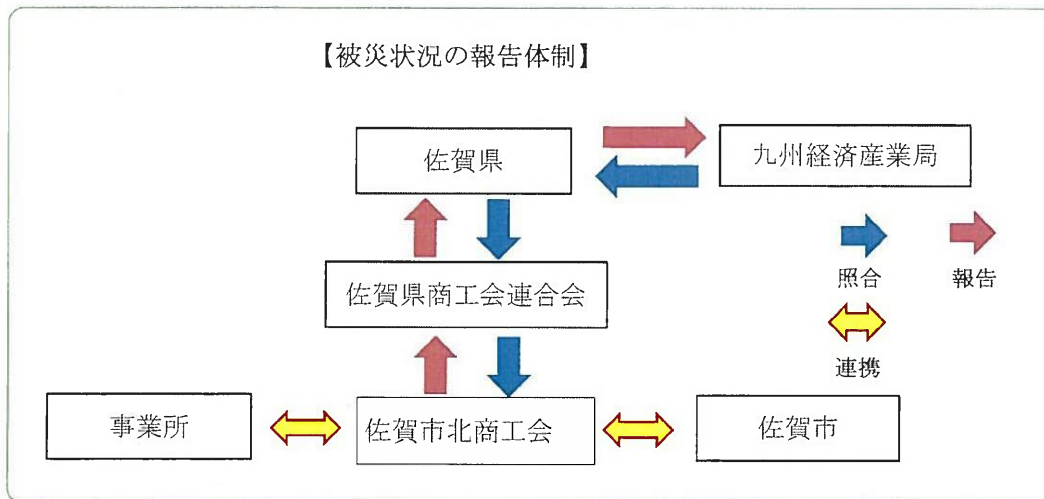
期 間	共 有 頻 度
発災後～2週間	最低でも1日に1回共有する（必要に応じ頻度を増やす）。
3週間～4週間	1日に1回共有する（必要に応じ頻度を増やす）。
1ヶ月～2ヶ月	毎週一回（月曜日9時）共有する。
2ヶ月以降	必要に応じて共有する。

※期間の経過に係りなく、被害状況等に応じて臨機応変に情報の共有を行う。

- ・当市で取りまとめた「佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。 /

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当会と当市で被災情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について協議する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ共有しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した方法を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。 /



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

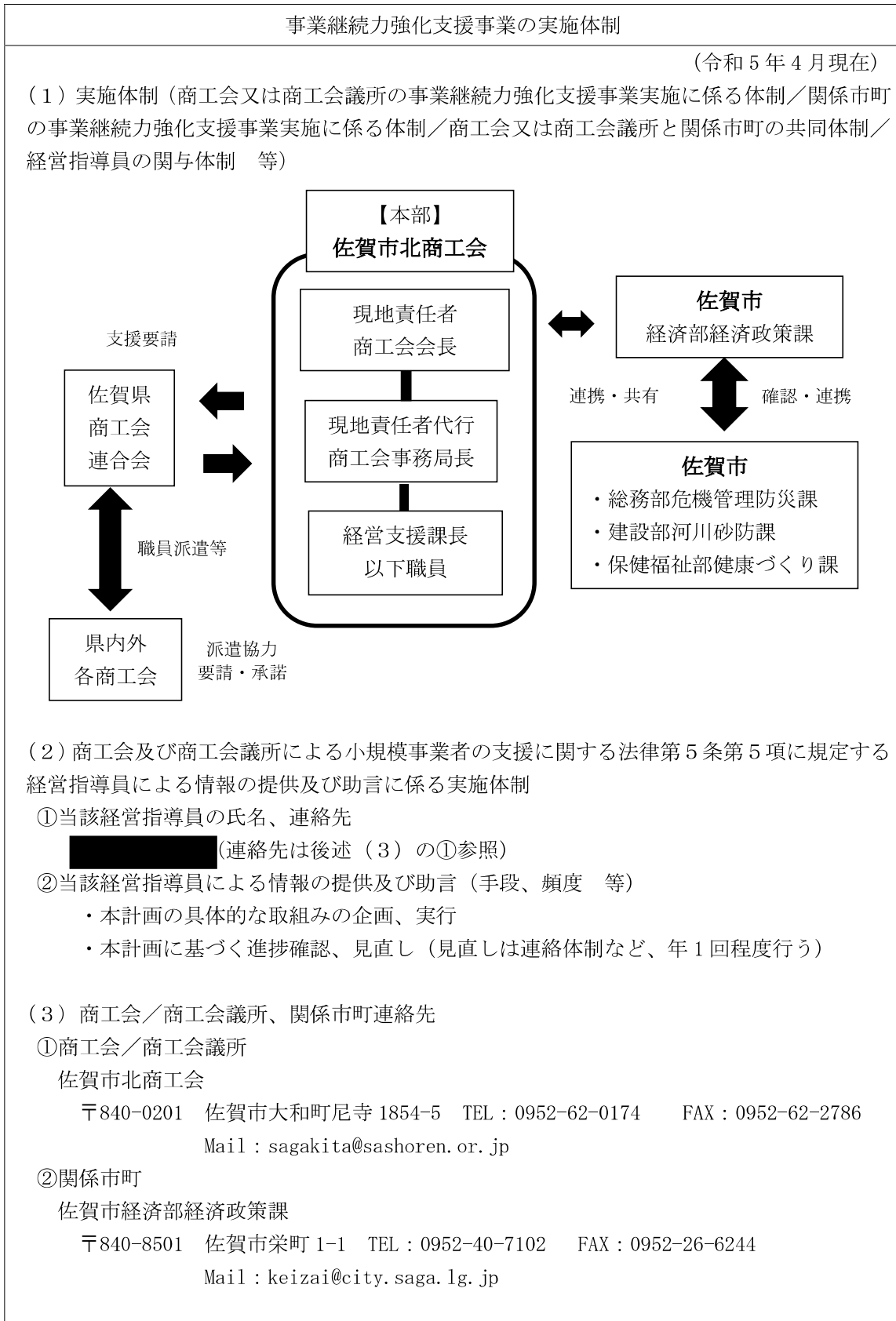
- ・ 当会と当市は相談窓口の開設方法について協議、決定する。(当会においては、国・県の依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する)
- ・ 相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認され、かつ感染症等の状況が考慮された場所とし、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者支援施策(国や県、市町等)について、地区内小規模事業者等へ本会ホームページでの周知の他、巡回等による被害実態調査と合わせて周知を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を設置する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する(国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 当会と当市による協議、また県連合会と県等関係機関との協議による復興・復旧支援の方針に従い、被災事業者に対し支援を行う。
- ・ 災害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合、または今般の新型コロナウイルス感染症のように一部職員の感染が当会全職員の出勤停止に波及する場合には、他の地域または県連合会からの応援派遣等を県や県連合会に相談・要請する。
- ・ 支援にあたっては、感染症の特性や感染状況等も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3) /

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	270	170	220	170	220
セミナー等開催費	60	60	60	60	60
周知等通信費	60	60	60	60	60
備蓄品購入費	150	50	100	50	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入・補助金(国・県・市)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
連携体制図等	
①	
②	
③	